# 令和９年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業に係る
# プロポーザル募集要領

上記業務を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和８年11月６日

## １　事業の趣旨・目的

本事業は、門真市立小中学校の英語教育活動において、言語教育や国際理解教育の向上を目的に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置するものであり、ALTの生きた英語に接する機会を提供することで、児童生徒の正しい発音の習得や英語に対する興味や関心、意欲を高めるとともに、国際感覚及びコミュニケーション力を高めることをねらいとする。

## ２　業務概要

⑴　業務名　令和９年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業

⑵　業務内容　本事業は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣であり、別紙「令和９年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業　企画提案仕様書」のとおりとする。

⑶　契約期間　契約締結日から令和10年３月31日まで
　　履行期間　令和９年４月９日から令和10年３月23日まで

⑷　実施場所　門真市立小中学校等17校及び市内教育関連施設

⑸　提案限度価格　一人１時間当たり　3,189円（税抜）
　　3,507円（税込　※税率を10％としたとき）

⑹　派遣人員　５名

⑺　履行日数　一人あたり192日

## ３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

⑴　地方自治法施行令第167条の４（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

⑵　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑷　門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月６日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑸　門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年４月１日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

⑹　その他前号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。

⑺　本市の令和８年度の一般委託・物品等の入札参加資格者として登録していること。

⑻　本業務を行うにあたり労働者派遣事業の許可を有していること。

## ４　参加手続

⑴　募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年11月６日（金）から令和８年12月１日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで（正午から午後０時45分までを除く。）

イ　交付場所

門真市中町１番19号　門真中町ビル３階

門真市教育委員会事務局　教育部学校教育課　教育センター

⑵　募集要領等に対する質問について

募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書（様式Ａ）を使用して、電子メールにて質問すること。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア　期間

令和８年11月６日（金）から令和８年11月19日（木）午後５時30分まで

ただし、送信後の電話確認については、午前９時から午後５時30分まで（日曜日､土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)に行うこと。

イ　問合せ先

門真市中町１番19号　門真中町ビル３階

門真市教育委員会事務局　教育部学校教育課　教育センター

担当：黒崎

電話：06（6902）6912(直通)

E-mail：kys011@city.kadoma.osaka.jp

ウ　質問に対する回答

質問に対する回答は、令和８年11月25日（水）までに本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）に掲載し、個別には回答しない。

エ　質問・回答に関する注意事項

・電子メールの件名は、「令和９年度門真市小中学校外国語指導助手（ALT）派遣事業プロポーザル質問書（会社名）」とし、送信後、必ず電話で受信確認をすること。

・電話及び来庁による質疑には応じない。

・本要領及び仕様書に記載されている事項または問い合わせ期間外の問い合わせは受け付けない。

・理由の如何を問わず、担当者が認知しなかった質問には回答しない。

・質問書に対する回答は、実施要領並びに仕様書の追加または修正とみなす。

(3)　企画提案に係る書類の提出方法等

ア　提出期間　令和８年11月６日（金）から令和８年12月１日（火）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日～1月３日）を除く。）の午前９時から午後５時30分まで（正午から午後０時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ　提出先及び提出方法

４(2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ　提出書類

(ｱ)　参加申込書 兼 参加資格確認書（様式第１号）

(ｲ)　企画提案書

(ｳ)　見積書

(ｴ)　経費内訳書

(ｵ)　就業規則（労働局の受理印のあるもの）及び業務従事予定者の給与額のわかる給与規定又はそれに代わるものの写し

(ｶ)　一般労働者派遣事業又は特定労働者派遣事業に係る許可証明書の写し（有効期間が切れていないもの）

エ　提出部数

８部（正本１部、副本７部）

オ　提案事項

別紙「企画提案書等提出書類作成要領」を参照すること。

## ５　参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和８年 12 月７日（月）までに結果通知書を電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は参加できない。

## ６　評価方法等

⑴　評価基準

別紙「評価基準」のとおり

⑵　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

門真市附属機関である門真市英語教育活動事業派遣事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所については、別途通知する。

ア　審査方法

ⅰ　プレゼンテーションによる質疑応答

ⅱ　所定時間はプレゼンテーション 20 分以内とし、そのうち５分以内でデモ授業を実施するものとする。その後、10 分間程度の質疑応答の時間を設ける。

ⅲ　説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

ただし、企画提案書の内容を要約し、プレゼンテーションソフト等により提示することは可とする。

イ　注意事項

ⅰ　プロジェクター、スクリーン及びポインターは市で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。

ⅱ　プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。

ⅲ　参加人数は、１提案者４名までとし、うち１名はデモ授業を実施する ALT とすること。なお、デモ授業を実施する ALT は、本市に派遣予定の ALT とすること。

ⅳ　プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。

ⅴ　指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。

ⅵ　指定した日時の変更はできないものとする。

⑶　評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

⑷　候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者の内、⑴評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

① 審査項目「提案内容」（会社概要、実績等及び提案価格を除く評価基準）における得点が高い者

②　提案価格が低い者（内容評価において、順位が決定しない場合）

ウ　ア、イにかかわらず、総合点が満点の６割に満たない点の場合は、受注候補者として選定しない。

⑸　失格となる受託候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ　記名又は押印を要する書類にあっては記名及び押印を欠いた書類を提出した場合

キ　参加資格を満たしていない場合

ク　参加期日までに所定の書類が整わなかった場合

ケ　「提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合

コ　提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合

サ　事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合

シ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ス　価格提案書の金額が２⑸の提案限度価格を超える場合

## ７　選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、プレゼンテーション及びヒアリングの参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

⑴　受注候補者名及び総合点

⑵　次点以下の総合点

⑶　会議録

## ８　契約手続

⑴　受注候補者と門真市との間で、業務内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。なお、予定価格150,000,000円以上の建設工事等の場合は、議会の議決が必要となるため、仮契約を締結し、議会の議決を得た後に本契約を締結する。ただし、落札者として確認され仮契約を締結した後であっても、本契約としての効力が生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたときは、仮契約を解除する。

⑵　契約の締結に際しては、契約金額の100分の５以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

⑶　支払条件　毎月払

⑷　契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ（https://www.city.kadoma.osaka.jp/）で閲覧することができる。

⑸　受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができる。

⑹　契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

## ９　プロポーザルの延期又は中止

⑴　次のアからエまでのいずれかに該当する場合は､本プロポーザルを中止します。

ア　参加申込受付締切りの結果、参加申請者が１に満たない場合

イ　参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が１に満たない場合

ウ　審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合

エ　天災等、特別の事情がある場合

⑵　天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがあります。

## 10　その他

⑴　参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式第６号）により令和８年12月17日までに届け出るものとする。

⑵　企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。

⑶　参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

⑷　参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

⑸　プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

⑹　提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。

⑺　応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。

⑻　公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。

⑼　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

⑽　書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とする。

⑾　参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

## 11　企画提案に係るスケジュール　※スケジュールは変更になる場合があります。

| 項番 | 内　容 | 日　時 |
|---|---|---|
| 1 | 募集要領配布開始、<br>質問･応募書類の受付開始 | 令和８年11月６日（金） |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | 質問書の提出期限 | 令和８年11月19日（木）午後５時30分まで |
| 3 | 質問書の回答公表 | 令和８年11月25日（水）までに随時 |
| 4 | 企画提案に係る応募書類の提出期限 | 令和８年12月１日（火）午後５時30分必着<br>※持参または郵送 |
| 5 | 参加資格確認結果通知 | 令和８年12月７日（月）まで |
| 6 | 参加取下書提出期限 | 令和８年12月17日（木）まで |
| 7 | プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 令和８年12月21日（月）<br>※時間・場所等は、項番５の通知と併せて通知する |
| 8 | 審査結果通知・公表 | 令和９年１月頃 |
| 9 | 契約締結 | 令和９年１月頃 |
| 10 | 業務開始 | 令和９年４月 |

## 12　問合せ先

〒571-0055　門真市中町１番19号　門真中町ビル３階

門真市教育委員会事務局　教育部学校教育課　教育センター

担当：黒崎

電話：06（6902）6912(直通)

E-mail： kys011@city.kadoma.osaka.jp